

福生市告示第 153 号

中央幹線支線管きょ更生工事 第 2 工区について、制限付一般競争入札に付すので、福生市契約事務規則（平成 18 年規則第 16 号）第 7 条の規定に基づき、次のとおり告示する。

令和 6 年 8 月 2 日

福生市長 加藤 育 男

1 入札に付する事項

- (1) 工事件名 中央幹線支線管きょ更生工事 第 2 工区
- (2) 工事場所 福生市内
- (3) 業 種 下水道施設工事
- (4) 工 期 契約確定の日の翌日から令和 7 年 8 月 29 日まで
- (5) 予定価格 333,498,000 円（消費税及び地方消費税相当額含む。）
- (6) 工事概要 円形管 φ 1,500mm 管きょ更生工
路線延長 L=686.27m
(更生延長 L=670.95m)
付帯工 1 式
- (7) 本工事は、価格及び価格以外の要素を総合的に評価して落札者を決定する「特別簡易型総合評価一般競争入札」を採用する。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

この入札に参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たすものとし、特に指定の無い場合は、その基準日は告示日とする。

- (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないものであること。
- (2) 福生市の建設工事等競争入札参加資格を有し、「下水道施設工事」の業種に登録していること。
- (3) 東京都内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等があること。
- (4) 最新の経営事項審査による経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の「土木一式」、「舗装」又は「水道施設」の総合評定値（P）について、次に掲げる要件を備えていること。
 - ア 東京の区部に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）1,300 点以上であること。
 - イ 多摩地区（西多摩地区の市町村を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する

本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）1,200点以上であること。

ウ 西多摩地区（福生市を除く。）に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）1,100点以上であること。

エ 福生市内に、福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、総合評定値（P）1,000点以上であること。

- (5) 「土木一式」、「舗装」又は「水道施設」における特定建設業許可を有していること。
- (6) 告示日において、公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に参加していること。
- (7) 平成26年4月1日以降の下水道施設工事における官公庁発注工事において、元請として完工した実績を有すること。ただし、福生市内に福生市と契約を締結する権限を有する本店、支店、営業所等がある者については、実績の有無を問わない。
- (8) 経営不振の状態（会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項の規定により更生手続開始の申立てをしたとき、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項の規定により再生手続開始の申立てをしたとき、手形又は小切手が不渡りになったとき等）にないこと。
- (9) 告示日から開札日までにおいて、福生市で指名停止措置を受けていないこと。
- (10) 「東京電子自治体共同運営 電子調達サービス 競争入札参加資格申請の手引き」に定義される関係会社が入札に参加していないこと。
- (11) 入札参加有資格者が、入札までに、上記(1)から(10)までの入札参加資格要件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。

3 総合評価に関する事項

(1) 技術資料の提出

別紙2「特別簡易型総合評価一般競争入札提出資料申告書」及び別紙2に必要な提出資料を提出するものとする。なお、提出期間及び提出場所については、「4 入札参加資格確認申請」の「(4) 提出期間」及び「(5) 提出場所」と同じとする。

(2) 落札者決定基準及び落札者の決定方法

別紙1「福生市特別簡易型総合評価一般競争入札落札者決定基準」のとおりとする。

(3) 総合評価に関する評価結果の公表

総合評価の結果については、落札者が決定した後、入札参加者の入札価格、価格評価点及び技術評価点を公表するものとする。

(4) 価格以外の評価結果についての疑義照会

落札者とならなかった者は、市長に対し、その理由について書面により説明を求めることができるものとする。

(5) 提出された資料に係る虚偽記載等があったときの取扱い

福生市競争入札参加資格者に係る指名停止措置要領の規定に基づき、指名停止その他の適切な措置を講ずるものとする。

4 入札参加資格確認申請

この入札に参加を希望する者は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより申請をした後、指定した提出書類一式を、指定した申請場所に申請期間内に提出し、資格の確認を受けなければならない。

- (1) 申請期間 令和6年8月2日(金)午前8時30分から令和6年8月19日(月)午後5時15分まで
- (2) 申請場所 電子調達システムにおける電子入札サービス(添付書類は不要)
- (3) 提出書類は次のとおりとする。なお、指定書式があるものについては、東京都福生市公式ホームページ(<https://www.city.fussa.tokyo.jp/>)からダウンロードを行い、A4サイズで作成すること。
 - ア 一般競争入札参加資格確認申請書(指定書式)
 - イ 建設工事等競争入札参加資格審査受付票(表裏両面)の写し
 - ウ 申請日において有する最新の経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書の写し
 - エ 特定建設業許可通知の写し(建設業許可申請書は不可)
 - オ 公益財団法人日本下水道新技術機構の技術審査証明を受けた形成工法、反転工法、鞘管工法又は製管工法の協会等に加入していることが確認できる書類
 - カ 配置予定の現場代理人及び技術者についての調書(様式は任意)
※氏名及び工事経験を記載したもの
※資格者証、修了証等の写しを添付すること。
 - キ 平成26年4月1日以降に受注し、履行が完了した同種工事(下水道施設工事)の施工実績一覧(任意様式)及び当該実績に掲げた契約書の写し(件名、金額、発注者等の記載のある部分のみで可。ただし、共同企業体の構成員としての実績の場合は、出資比率が20パーセント以上のものと確認できる資料も添付すること)
※施工実績一覧について、参加資格要件である官公庁発注工事の実績を含めること。
- (4) 提出期間 令和6年8月2日(金)から令和6年8月19日(月)までの間の、午前8時30分から午後5時15分まで(正午から午後1時までの時間帯を除く。)。ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。
- (5) 提出場所 福生市総務部契約管財課契約係(市庁舎第1棟5階)
- (6) その他 電子入札サービスにおける申請と提出書類の提出をそれぞれの期間内に行わなければならない。いずれか一方が期間内に行われなかった場合、入札参加資格は認めない。

5 審査結果の通知

入札参加資格確認の結果は、令和6年8月26日（月）（午後4時以降予定）に通知する。

6 設計図書等の貸出し

設計図書等の貸出しは、令和6年8月26日（月）から行う。電子入札サービスにおける「発注図書等受領」にて受領すること。

7 設計図書等の質疑等

設計図書等についての質問及び回答は、電子調達システムにおける電子入札サービスにより行う。

- (1) 質疑書提出期限 令和6年9月10日（火）午前10時00分まで
- (2) 回答予定日時 令和6年9月12日（木）午後5時00分まで

8 入札及び開札の日時並びに場所

- (1) 入札日時 令和6年9月24日（火）午後5時00分締切
- (2) 開札日時 令和6年9月25日（水）午前9時00分
- (3) 場所 電子入札サービス

9 入札保証金

入札保証金の納付は免除する。

10 入札の方法

入札の方法については、福生市契約事務規則に規定するところによる。

11 工事費内訳書の提出

- (1) 入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出をすること。
- (2) 工事費内訳書の様式は、電子入札システムのものを使用すること。
- (3) Word、Excel、PDF形式の入札書の添付は不要とする。ただし、必要に応じて提出を求めた場合には、直ちに提出すること。

12 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札又は明らかに連合によると認められる入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する資格がない者のした入札
- (2) 所定の日時まで所定の入札保証金を納付しない者のした入札
- (3) 入札書が入札締切日までに、電子入札システムのサーバーに到着しないもの

- (4) 入札書の記載事項が不明なもの又は入札書に記名若しくは押印に相当する電磁的記録がなされていないもの
- (5) 電子入札システムの画面上に示された文字種、文字数、記入例その他の指定に従わないで入力した入札
- (6) 電子入札システムにおいて、入力が必要な項目を入力せず、又は不要な項目を入力した入札
- (7) 電子入札システムの不正利用及び電子証明書の不正使用により行った入札
- (8) 再度入札に当たり、直前の入札の最低価格以上の入札
- (9) 予定価格が事前に公表されている入札において、当該予定価格の 110 分の 100 に相当する金額を上回る価格の入札
- (10) 工事費内訳書の提出がない又は工事費内訳書に誤り等がある入札
- (11) 上記 (1) から (10) までに掲げるもののほか、特に指定した事項に違反したもの

13 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 10 パーセント以上とする。

14 支払条件

- (1) 前払金 あり。工事請負費の 40 パーセント相当額（上限額 7,000 万円）と中間前払金 工事請負費の 20 パーセント相当額（上限額 3,000 万円。前払金と中間前払金を合計して限度額 1 億円）
- (2) 部分払 なし

15 契約条項を示す場所

福生市総務部契約管財課契約係（福生市公式ホームページの『入札・契約』欄に掲載あり。）

16 その他

- (1) 本件は、予定価格事前公表対象案件であるので、入札回数は 1 回とする。
- (2) 本件は、低入札価格調査制度対象工事である。
- (3) 入札参加者が 1 者に満たない場合は、入札を中止する。
- (4) 入札後は、いかなる理由をもっても異議を申し立てることができない。
- (5) 契約書は、福生市指定の工事請負契約書を使用する。
- (6) 入札参加者は、建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）、福生市契約事務規則及び福生市競争入札参加者心得（電子入札用）のほか、関係法令等を遵守すること。

この基準は、福生市特別簡易型総合評価一般競争入札の試行に関する実施要綱（平成 26 年要綱第 14 号。以下「要綱」という。）第 4 条の規定に基づき必要な事項を定め、中央幹線支線管きょ更生工事 第 2 工区に適用するものとする。

1 落札（予定）者の決定基準

総合評価方式による落札（予定）者の決定は、次の要件を満たす者のうち、価格及び価格以外の要素を総合的に評価し、最も評価値の高い者を落札（予定）者とする。

- (1) 入札参加資格を満たす者
- (2) 入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者

評価値の最も高い者が 2 人以上あるときは、地方自治法施行令第 167 条の 9 の規定に基づき、くじにより落札（予定）者を決定する。

なお、低入札価格調査の実施により、①当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は②公正な取引の秩序を乱すこととなるおそれがあるとき又は、落札者とするのが著しく不相当であると認めるときは、地方自治法施行令第 167 条の 10 の 2 の規定に基づき、その者を落札者としなないことができるものとする。

2 評価値の算出方法

評価値は入札価格に基づいて算定した価格評価点と、入札参加資格者が提出した技術資料等（価格以外の要素）に基づいて算定した技術評価点との和により算出する。

$$\text{評価値} = \text{価格評価点} + \text{技術評価点}$$

3 評価点の配点

価格評価点と技術評価点の満点は、次のとおりとする。

- (1) 価格評価点 70 点
- (2) 技術評価点 30 点

4 価格評価点の算出方法

価格評価点は、入札参加資格者が提出した入札価格に基づいて次の算定式により小数点以下第 2 位を四捨五入して算定する。なお、価格評価点が 70 点を上回った場合であっても、配点は満点の 70 点とする。

$$\text{価格評価点} = 70 \text{ 点} \times \left(\frac{(\text{予定価格} - \text{入札価格} \times 1.10)}{(\text{予定価格} - \text{調査基準価格})} \right)$$

※予定価格及び調査基準価格は消費税及び地方消費税を含む

5 技術評価点の算出方法

技術評価点は、入札参加資格者が提出した技術資料等により、「特別簡易型総合評価方式における評価項目及び評価基準」に基づいて次の算定式による小数点以下第 2 位を四捨五入して算定する。

$$\text{技術評価点} = 30 \text{ 点} \times \left(\frac{\text{評点の単純合計}}{\text{配点合計}} \right)$$

6 落札者の決定方法

市長は、要綱第9条に基づき決定した落札予定者を落札者に決定するものとする。

7 入札手続

特別簡易型総合評価一般競争入札に係る入札・契約事務は、福生市制限付一般競争入札実施基準に準ずるものとする。

特別簡易型総合評価方式における評価項目及び評価基準

(1) 企業の施工能力

評価項目	評価基準	配点	提出資料
官公庁発注の過去5年間の同種（同規模）工事の施工実績の有無 ※過去5年間とは、入札の告示日前日の5年前から当該告示日の前日までを指すものとする。 ※同規模工事とは、契約金額2億3,500万円以上の工事とする。 ※同種工事とは、下水道施設工事であること。	福生市において同種かつ同規模以上の実績がある。	4	契約書の写し又はC O R I N Sの写し （契約書に押印がない等、客観性をもって必要条件を確認できない場合は、評価しないものとする。）
	福生市以外において同種かつ同規模以上の実績がある。	3	
	福生市において同種工事の実績がある。	2	
	福生市以外において同種工事の実績がある。	1	
	同種工事の実績がない。	0	
過去3年間における直近3件の福生市発注の工事成績評定点の平均点 なお、3件に満たない場合は、該当する工事件数のみを対象とし、その合計数を該当事件数で割るものとする。 ※過去3年間とは、入札の告示日の前日の3年前から当該告示日の前日までを指すものとする。	80点以上	8	なし
	75点以上 80点未満	6	
	70点以上 75点未満	4	
	65点以上 70点未満	2	
	60点以上 65点未満	1	
	工事成績なし	0	
	60点未満	-2	

(2) 配置予定技術者の能力

評価項目	評価基準	配点	提出資料
配置予定技術者の保有する技術資格の有無 ※配置予定技術者は、一般競争入札参加資格確認申請書と同じ者であること。	監理技術者となり得る資格がある（1級土木施工管理技士等）。	2	技術者資格者等の写し
	主任技術者となり得る資格がある（2級土木施工管理技士等）。	1	
	保有する資格がない。	0	
配置予定技術者が官公庁発注の過去5年間に主任（監理）技術者として施工した同種（同規模）工事の施工経験の有無 ※過去5年間とは、入札の告示日前日の5年前から当該告示日の前日までを指すものとする。 ※同規模工事とは、契約金額2億3,500万円以上の工事とする。 ※同種工事とは、下水道施設工事であること。 ※建設工事共同企業体の構成員としての実績を含むこととするが、この場合の契約金額は、契約金額に出資比率の割合を乗じて得た金額とする。	本市発注の同規模以上の同種工事の元請としての施工経験がある。	4	CORINS竣工登録工事カルテの写し又は主任技術者届の写し等施工経験が確認できる書類（客観性をもって必要条件を確認できない場合は、評価しないものとする。）
	本市発注以外（民間は除く）の同規模以上の同種工事の元請としての施工経験がある。	3	
	本市発注の同種工事の元請としての施工経験がある。	2	
	本市発注以外（民間は除く）の同種工事の元請としての施工経験がある。	1	
	同種工事の経験がない。	0	

(注) 申告書提出後の配置予定技術者の変更は、配置予定技術者の死亡、傷病等のほか原則できません。 真にやむを得ない場合

(3) 地域精通度

評価項目	評価基準	配点	提出資料
本店、支店が福生市内にあることの有無 ※本店等の所在地により評価する。	市内に本店を有し、かつ1年以上市内で営業を継続している。	2	なし
	市内に支店及び営業所を有し、かつ1年以上市内で営業を継続している。	1	
	上記に該当しない。	0	

※基準日は、当該工事発注の告示日とする。

(4) 地域・社会貢献度

評価項目	評価基準	配点	提出資料
緊急時の支援体制の有無 ※福生市との防災協定締結の有無により評価する。	防災協定を締結している。	2	なし
	防災協定を締結していない。	0	
福生市消防団協力事業所の登録の有無	福生市消防団協力事業所の登録がある。	1	なし
	福生市消防団協力事業所の登録がない。	0	
退職金制度等の導入の有無	退職一時金制度又は企業年金制度の導入あり	1	労働協約、就業規則、退職手当に関する規則など、当該制度導入が確認できるもの
	退職金制度等の導入なし	0	
環境マネジメント関係取得状況 (ISO14001、エコアクション 21、エコステージ等)	認証・登録あり	1	認証登録証の写し
	認証・登録なし	0	
男女共同参画の推進状況	女性活躍推進法に基づく認定取得あり	1	認定通知書の写し
	女性活躍推進法に基づく認定取得なし	0	
子育て支援の推進状況	次世代法に基づく認定取得あり	1	認定通知書の写し
	次世代法に基づく認定取得なし	0	
障害者雇用の取組	障害者雇用促進法に基づく認定取得あり、又は雇用実績あり	1	認定通知書の写し又は雇用を証明できる書類
	障害者雇用促進法に基づく認定取得及び雇用実績なし	0	

※基準日は、当該工事発注の告示日とする。

配点合計 28点

特別簡易型総合評価一般競争入札提出資料申告書

工事件名：中央幹線支線管きよ更生工事 第2工区

令和6年 8月 日

福生市長 宛て

所在地
商号又は名称
代表者
(又は契約代理人)

※太枠内について記入すること。(各評点については、記入しないこと。)

1 企業の施工能力

(1) 官公庁発注の過去5年間の同種(同規模)工事の施工実績の有無

工事件名		契約番号	
契約金額	円		
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		
			評点 ① 点

(2) 過去3年間における直近3件の福生市発注の工事成績評定点の平均点

工事件名		伝票番号	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		成績評定点 点
工事件名		伝票番号	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		成績評定点 点
工事件名		伝票番号	
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日		成績評定点 点
成績評定点の平均点			点
			評点 ② 点

2 配置予定技術者の能力

(1) 配置予定技術者の保有する技術資格の有無

氏名		保有する資格	
			評点 ③ 点

(2) 配置予定技術者が官公庁発注の過去5年間に主任(監理)技術者として施工した同種(同規模)工事の施工経験の有無

工事件名			
工期	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日	契約金額	円
		評点 ④	点

3 地域精通度(該当する箇所を○印で囲む。)

(1) 福生市内における本店、支店及び営業所の所在の有無

福生市内に本店があり、1年以上営業を継続している。	福生市内に支店及び営業所があり、1年以上営業を継続している。	左記に該当しない。
		評点 ⑤ 点

4 地域・社会貢献度(該当する箇所を○印で囲む。)

(1) 緊急時の支援体制の有無

福生市と防災協定を締結している。	福生市と防災協定を締結していない。
	評点 ⑥ 点

(2) 消防団協力事業所登録の有無

福生市消防団協力事業所の登録がある。	福生市消防団協力事業所の登録がない。
	評点 ⑦ 点

(3) 退職金制度等の導入の有無

退職一時金制度又は企業年金制度の導入あり。	退職金制度等の導入なし。
	評点 ⑧ 点

(4) 環境マネジメント関係取得状況

ISO14001、エコアクション21等の認証・登録あり。	ISO14001、エコアクション21等の認証・登録なし。
	評点 ⑨ 点

(5) 男女共同参画の推進状況

女性活躍推進法に基づく認定取得あり。	女性活躍推進法に基づく認定取得なし。
	評点 ⑩ 点

(6) 子育て支援の推進状況

次世代法に基づく認定取得あり。	次世代法に基づく認定取得なし。
	評点 ⑪ 点

(7) 障害者雇用の取組

障害者雇用促進法に基づく認定取得あり、又は雇用実績あり。	障害者雇用促進法に基づく認定取得及び雇用実績なし。		
<table border="1" style="display: inline-table; vertical-align: middle;"> <tr> <td style="padding: 2px 10px;">評点 ⑫</td> <td style="padding: 2px 10px;">点</td> </tr> </table>		評点 ⑫	点
評点 ⑫	点		

評点 ①	評点 ②	評点 ③	評点 ④	評点 ⑤	評点 ⑥	評点 ⑦	評点 ⑧	評点 ⑨	評点 ⑩	評点 ⑪	評点 ⑫	評点 合計
技術評価点												